

これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に
関するワーキンググループ論点整理 たたき台（案）

I. 基本的な考え方

1. 文化財の保存・継承の重要性と活用
2. 現状・課題
3. 文化財の保存と活用に関する考え方

II. 今後の取組の方向性

1. これからの時代にふさわしい文化財美術工芸品の保存と活用
 - (1) 国宝・重要文化財の適切な公開の在り方
 - (2) 指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組
 - ①指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組
 - ②文化財美術工芸品の適切な周期による修理・整備・美装化
 - ③未指定の文化財の調査研究等
 - (3) 近代の重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用
2. 文化財美術工芸品の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開
 - (1) 文化財（美術工芸品）の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備，地域振興，観光振興との連携の方策等について
 - ①美術館・博物館等の機能強化と基盤整備，地域振興，観光振興との連携方策等
 - ②これからの文化財公開・活用に係るセンター機能
 - (2) 先端技術と連携した文化財美術工芸品の新たな公開・活用方策
3. 文化財美術工芸品を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材の育成・確保，及び環境整備の在り方
 - (1) 学芸員，修理技術者等の専門性向上を含めた保存と活用を図る専門的人材の育成・確保
 - (2) 文化財美術工芸品を確実に継承するための環境整備

これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ論点整理（案）

I 基本的な考え方

1. 文化財の保存・継承の重要性と活用について

（文化財の保存・継承）

- 長い歴史の中で伝えられ、守られてきた文化財としての美術工芸品（以下、文化財という。）は、それぞれの時代背景の下で保存・継承するための様々な努力がなされてきたということを理解し、本物の文化財を鑑賞することは、文化財を単なる物としてではなく、唯一無二のかけがえのない存在、事象として捉えることで人々の心を豊かにするものである。
- 我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない、かけがえのない貴重な文化財は、社会・地域における精神的、物質的な文化全体の豊かさの基盤として地域や国のアイデンティティそのものであるとともに、国際的な交流の中で文化的多様性の理解、対話、協力に貢献するものである。そのようなかけがえのない文化財を後の世代に確実に次世代へ継承することが必要である。
- このような観点から、これまでも文化財の保護、保存、継承とともに、展示などの活用を通じて国民の文化的向上とあわせて、世界文化の進歩に貢献することを基本的な使命としてきた。また、これからもこの使命は変わらぬものであるが、社会構造や価値観の変化、過疎化や少子高齢化などが進む中で、今求められているのは、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技に新たな方策も加え、文化財を国民、社会の宝として、様々な形で共有し、適切に活用することを通じて新しい文化の創造を促進していくことである。
- これまで培ってきた普遍的な歴史的な価値を継承するとともに、文化財を核として歴史や風土等から培われてきた文化を基に、社会環境の変化に対応した新たな発想や手法等を加えることで、社会・地域の文化の魅力を高めていくことが求められている。

（美術館・博物館の役割）

- 美術館・博物館については、その本来的な役割を果たすことを前提として、文化財を保護し、次世代に継承しうるように、各地域の社会的・文化的な背景に適応した形で文化財を収集し、保存、展示等の活用、調査研究、教育、コミュニケーションについてのより積極的な取組を支援することが求められる。このような観点から、美術館・博物館、保存・調査に関わる関係者、社会・地域、住民との間における協働や参画、その他のコミュニケーションを図る取組を推進することが重要である。
- 併せて、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会の「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年11月）において指摘¹がなされているように、美術館・博物館は、社会・地域において経済的な役割を担いうることや、収入を生む活動に貢献しうることを認識することが重要である。観光、経済活動に関係して、地域社会や地方の質の高い豊かな生活に貢献するような取組が行われるよう、これまでの文

¹ UNESCO 国際連合教育科学文化機関「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015）において、「ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育（フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習）や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。」と記されている。

化財に係る保存・継承に係る政策と関連分野と緊密に連携しながら総合的に推進する必要がある。

(経緯等)

- このような背景の中で、本ワーキンググループにおいては、文化財の保存と活用に対し提示された政府方針等²も踏まえつつ、文化審議会文化財分科会の諮問（平成 29 年 5 月 19 日）の柱に沿って、これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関する専門的な事項を審議している。
- 文化財である美術工芸品を、次世代を通じた公共財として社会・地域全体で保存し活用するためにも、保存・修理・管理に対する取組を充実するとともに、それぞれの文化財に適した活用を図ることで次世代への継承を確実にする文化財の保存及び活用のシステムを構築し、支えていくための方策を検討する必要がある。

このため、文化財の保存・継承・活用に関わる所有者、保存修復、活用に関わる関係者間のコミュニケーションを十分に図りながら検討していくこととしている。

2. 現状・課題

(現状)

- 国宝・重要文化財としての美術工芸品は、現在、10,654 件（うち国宝 878 件）が文化財保護法に規定されている 7 部門（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）の文化財類型に応じて指定等がなされ、各所有者等³の管理により、それぞれの観点から保存・活用のための措置がとられている。こうした制度は、文化財の特性に応じてきめ細かい保護措置を図るためには有効な制度として機能している。
- 一方で、所在不明の国指定文化財は、平成 29 年 3 月末時点において、164 件となっており、国は、①所有者への直接の連絡による所在情報把握、②都道府県教育委員会を通じた定期的な所在調査・情報共有、③インターネットなどを通じた売買の状況等の把握などの調査を継続している。
- また、国指定文化財の展覧会等への出品による公開は、展覧会数が年間約 200 件、出品件数が約 1,200 件となっているが、文化財保護法 33 条に基づいた国指定文化財のき損事故届の件数は約 20 件（地震によるき損件数を除く）となっている。
- 国指定文化財以外の状況については、地方公共団体による指定が行われており、平成 28 年 5 月 1 日現在、美術工芸品は 52,696 件（都道府県 10,243 件、市町村 42,453 件）となっている。未指定の文化財を含め、地域によって調査研究、資料収集などの対応については差がある。

(文化財公開活用の充実に向けた課題)

- 近年、特に観光の観点から文化財の公開に対する社会的なニーズが高まっている。文化財保護法上の公開承認施設⁴等博物館等に対する調査⁵によると、教育普及、企画展示など、国指定文化財の公開ニーズの高まりや公開による活用を充実することにより来館者増につなが

² 参考資料○頁参照：平成 29 年 6 月閣議決定等

³ 参考資料○頁参照：所有者の内訳は、社寺 56.8%，法人 16.0%，国・独法 14.4%，個人 6.6%，その他（地方公共団体等） 6.2%となっている。

⁴ 博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者（管理団体を含む）以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要とされているが、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされている。（文化財保護法第 53 条）

⁵ 参考資料○頁：平成 28 年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」。

ると考えている。

- 一方で、公開活用を充実させるためには、様々な課題があると感じている。回答のあった約2割の館において、国指定文化財を扱う専門分野の学芸員が不在の状況にある。また、文化財の芸術的、歴史的または学術的価値を損なわないように公開、保存・修復処置にあたり適正な方法や材料を検討してどのような対応にするかを選択するために必要な保存環境、保存科学に関する専門職員は約7割が配置されていない⁶。
- 更に、保存科学に関する研修・講座の受講状況は約4割となっており、専門学芸員の不足や育成に対する計画が立てられていない、学芸員間で文化財の取扱いの習熟度にばらつきがある、研修の回数を増やして多くの学芸員が研修受講可能となるようにして欲しいなどの意見があった⁷。
- 文化財を保存・活用するための環境整備が急務となっている。展示設備の課題として、気密性のある展示ケースがなく適切な温湿度管理が行えない、建物及び展示ケースの免震機能が十分ではない、展示・収蔵庫の老朽化や空調設備の不備など多くの課題が挙げられた。
- また、国指定文化財の公開に際し、公開日数・回数などが一律に提示されているが、保存状態がぜい弱なものと耐久性の高い文化財があることを踏まえ、国の「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年）」については、材質、保存状態などによっては、き損の可能性が低い文化財は展示ケースでの公開や、公開期間の延長を認めるなどの見直しを行ってはどうかという意見があった。

（所有者等の課題）

- 社寺、法人、個人等の所有者においては、過疎化・高齢化等による無住社寺の増加や支援者の不足等によって文化財の管理体制が十分でないこと、維持管理の費用、税等の負担が大きく、所有者の負担が大きい状況が見られることなどから、文化財の保存と活用を担う者の不在による文化財の散逸・消滅の危機に直面している。
- さらに、文化財の日常的な維持管理、修理等に関して以下のような課題がある。
 - ・ 修理費の所有者負担が大きく必要な修理が行われない。
 - ・ 修理に必要な紙、絹、漆、木材等の材料や刷毛や^{はけ}や^{すげた}等の道具類、修理技術者などの将来の担い手が十分に確保できず、修理技術の継承が困難な状況にある。
 - ・ 自然災害等への予防・突発的な対応が十分にできていない。
 - ・ 自治体における保存科学、修理などの知識・技術を有する専門家の配置が不十分。
- 一方で、文化財の公開その他活用に向けて、以下のような課題がある。
 - ・ 防災・防犯設備の不備・老朽化が進んでいる。
 - ・ 収蔵庫、展示のための空調設備・免震対策等の不備・老朽化に対し、十分な対応が図られていない。
 - ・ 公開のための解説版・リーフレットやWEB上での情報発信、デジタルアーカイブ化などが不十分である。
 - ・ 美術館・博物館数が増大する一方、社会の新しいニーズに対して迅速・適切に対応する人員・設備等の基盤体制が不十分である。

3. 文化財の保存と活用に関する考え方

- 保存と活用を車の両輪に、多くの人の参画を得ながら、文化財の継承と地域の持続的な維持

⁶ 参考資料○頁：

⁷ 参考資料○頁：平成28年「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」

発展を共に目指すことのできる方策を模索し、文化財保護制度を、これからの時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要である。

- 個々の文化財に対して、収集、保存、展示、公開と総合的に捉え、保存と活用の方策を検討する必要がある。
- 文化財の「活用」とは、文化財の展示やアーカイブ化による公開にとどまらず、調査研究した成果や保存、修理後の状況等も含め、時代の要請に合わせた文化財の歴史的・学術的価値やその魅力を広く社会に示すこととして再定義を検討する必要がある。
- 文化財の「保存」と「活用」のバランスを保ちながら、「文化財を大切にす文化」の醸成が重要である。
- 公開のためには修理が必要不可欠であり、文化財修理の重要性を広く周知することが必要である。保存と公開が違う方向を向いているのではなく、保存から公開、効果の循環を明確にすることが重要である。
- 全国の美術館・博物館の大部分が小規模館であることを踏まえ、美術館・博物館の具体的な課題等を踏まえたこれからの新しい時代に向けての文化財の保存と活用の在り方を検討することが必要である。
- 我が国の宝である文化財を将来に確実に継承するため、国内外の子供・若者・高齢者・障害者・外国人を含むあらゆる人々が文化に触れる機会を拡大することが必要である。
- 国は、都道府県や市町村の状況を考慮した文化財の保存と活用に係る方針をまとめることが必要である。

II 今後の取組の方向性

1 これからの時代にふさわしい文化財(美術工芸品)の保存と活用の在り方

(1) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方

- 国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。一方で、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、文化財の材質、形状、保存状態等を踏まえながら、伝統的に季節に合わせた期間で文化財の飾りを入れ替えたり、曝涼などの機会に公開するなどの取組が行われてきた。
- このような取組の蓄積を踏まえ、国は、これまで半世紀以上にわたり所有者等以外の者が、移動を伴い保管施設以外の博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たり、所有者等に対する指導を行ってきた。その過程で、平成8年に、国指定文化財を永続的に保存・継承していくため、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」⁸を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱い等を行うことが望ましいとしてきた。
- 一方、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などから、様々な材質、形状からなる美術工芸品の取扱いに対し、一律の公開日数などを求めることに対するのではなく、石、土、一部金属品などの材質などを踏まえた、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいとの指摘もある。
- このような意見等を踏まえ、今後、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」について、文化財の公開を促進するに当たり、これまでの取組により蓄積された経験・知見とともに、保存科学に関する科学的な研究成果等を総合的に勘案した上で、個々の国指定文化財の公開の在り方について具体的に検討を行う必要がある。その際、重要文化財等の材質、形状、保存

⁸ 別添：国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年）

状態によって、取り扱いについて十分に注意をすることが必要である。

- 例えば、国指定品の材質別や形状によって、同要項に提示されている公開日数等について、これまでの実態等を踏まえ延長するなど、適切な公開の在り方を国指定品の出陳の可否、展示許可期間とともに、震災などの経験を踏まえた防災対応等について検討し、現行の要項をより明快、かつ、より丁寧な理由・説明を含めたものとして見直すことが必要である。

保存状態に問題がなく、材質が石、土、一部金属品等は、公開日数の上限を延長することや、公開日数はあくまで目安であり、個別対応において、専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることなどが考えられる。

- ただし、き損の程度が著しく、抜本的な修理が行われていないもの、材質が極めてぜい弱であるものや、移動によるき損等の危険性が極めて高く移動が困難な状態にあるもの、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、これまでの原則も踏まえた対応⁹を基に検討する必要がある。
- その際、文化財に与える負荷が累積する可能性はゼロではないので、安全側の設計をすることが必要であることを踏まえた上で、どのような負荷が生じる可能性があるのか、また、それらに対する必要なリスクマネジメントと、所有者等と展示などの活用に係る関係者との十分なリスクコミュニケーションが重要である。また、具体的なリスク可能性（危険性）に関する調査研究を行うことが必要である。
- 重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ、専門的知識に基づいた責任ある学芸員や保存担当者等が、状況に応じた判断を行う必要がある。このため、学芸員が公開のため対象の重要文化財等を扱う時には、その特性や状態について十分把握した上で実施することが必要である。また、公開を実施する施設の施設長は、対象の重要文化財等の公開に責任を持ち、公開に伴うき損や劣化が起こらないよう、適切な管理体制を組織する必要がある。

(美術館・博物館における対応)

- 多くの人々に文化財を鑑賞する機会を拡大する、美術館・博物館等における夜間開館等の開館時間の延長、開館日数の増など弾力的な対応や、美術館・博物館の基盤を支えるための収入増につながるファンドレイジング、ユニークベニュー¹⁰としての活用、高精細レプリカ・画像等を活用した事業など、新たな需要に対応する公開の指針となるものが必要である。また、文化・観光の拠点となる美術館・博物館の施設や関係の民間団体等との連携を強化するため、美術館・博物館のマネジメント改革に向けたガイドラインの策定が必要である。
- 観光分野の関係者にも文化財の保存管理について十分に理解が得られるようにすべきである。文化財の活用に伴い、文化財は劣化していくことをしっかりと理解した上で活用する必要がある。
- 美術館・博物館が収蔵する文化財のアーカイブ化を進め、広く社会に共有することが重要である。現在改善が図られている文化遺産オンライン¹¹を積極的に活用し、収蔵する文化財を公開することなどが期待される。
- 文化財の修復作業の現場を一般に公開している例がある。多くの来館者が修復の現場を見ることで、保存修復の大切さへの理解や、後継者不足の対応に関する理解醸成を促す取組を推進する必要がある。

⁹ 現行要項の公開日数について、原則（1）公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内、（2）（1）に比べて、褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内

¹⁰ ユニークベニューHANDBOO 博物館・美術館編（観光庁）<http://www.mlit.go.jp/common/001032753.pdf>

¹¹ <http://bunka.nii.ac.jp/>

(2) 指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組

①指定された文化財の保存と活用を計画的に進めるための取組

(国指定文化財(美術工芸品)の保存活用計画)

- 文化審議会文化財分科会企画調査会において、「Ⅱ. これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の改善方策 2. 保存と活用を車の両輪とした個々の文化財の確実な継承」として、国指定文化財の保存と活用のバランスや保存活用の方針を明確にし、次世代へ確実に継承するための「保存活用計画」を法律上に位置付けることが提言された。この方針について、国指定文化財の美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえて検討を行う必要があるが、その性質としては、①所有者が主体的・計画的に文化財を適切に保存し、日常的な維持管理を図りながら、②活用を図るための長期的な展望として、現状の把握と、将来的な課題を理解・共有した上で、今後の基本的な保存、修復、活用を図る計画を示すことが重要である。
- また、そのような展望を「保存活用計画」として策定するため、その具体的な構成及び内容は、対象とする美術工芸品の種別・材質・形状等の相違や活用方針等により異なるため、国が、具体的な指針や手続きなども含めたマニュアルなどを検討するとともに、所有者等を支援する方策を検討・提示する必要がある。
- 所有者等が保存活用計画を策定する場合は、地域の博物館、自治体、文化庁、専門家などが支援し、文化財の保存や活用に関する方針等を共有及び必要な合意形成を行うことによって、所有者等による主体的・計画的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とすることが有効である。
- 文化財(美術工芸品)を公開するにあたり、防犯・防災、警備上の問題、公開する施設の有無、人員の配置等、設備投資や人件費等に関する問題が生じ、耐震補強や免震設備等の自然災害対策への対応が必要になる。このような点についても所有者等が自ら確認し、関係者の支援を受けながら必要な対策を講ずるような仕組みとして検討することが考えられる。
- 保存活用計画は、原則として所有者等の単位で策定するものとする。なお、建造物その他の重要文化財を併せて所有する者の場合は、それらを一括して管理できるような方策を具体的に検討する。
- また、原則として、全ての指定文化財に対し策定を奨励するものとし、美術工芸品の国の指定後、速やかに策定する。既指定の美術工芸品は、修理時や所有者が希望する場合に順次対応するとともに、所有者等(管理団体含む)が策定した計画は、文化庁、関係自治体と共有する。
- 文化財(美術工芸品)の保存活用計画に関する記載共通事項については、美術工芸品の多様な材質、形状、保存形態などを踏まえつつ、基本的に必要な事項、及び個々の文化財に応じて記載することが期待されるものを整理する必要がある。その上で、長大性、多量性を有する文化財や一括資料群(圧倒的に数が多い)、ぜい弱性、堅牢性、文化財建造物の構成要素の一部となっているものなど、それぞれの美術工芸品の特性を踏まえ、必要な記載項目や配慮事項などを検討し提示する必要がある。また、全ての美術工芸品に共通する基本的な記載項目、及びフォーマットは所有者等の負担を考慮した簡潔なものを提示する。

【共通する記載事項例：イメージ】

- ① 文化財の基本情報(名称、品質形状、員数、寸法、指定年月日、種別、指定番号、文化財的価値の記述、所在場所、修理歴、移動公開歴、その他)
- ② 保存環境の整備と維持

- ・施設（耐震・耐火，集客，管理動線）
- ・設備（防犯・防火，温湿度管理，照明，収納設備，展示設備）

※予算措置

③ 防犯・防災

④ 日常管理・修理

- ・文化財の保存状態（損傷状態，修理等の必要性，修理事業の計画）
- ・管理の人的要件（体制，取扱習熟度，夜間や不在時の対応等）

⑤ 活用

- ・作品の展示・公開，普及啓発用の代替物・代替メディア等
- ・展示，貸出，型取り，熟覧等に対する取扱いの方針・活用に当たっての留意点
- ・文化財の代替化（高精細レプリカ・高精細画像など二次資料の作成等）

⑥ 記録・計画の保存・更新

⑦ 行政手続き（文化財保護法上の必要な手続きに関する対応事項）

- ※ 策定後の修理履歴，調査や修理を通じて発見された歴史的・学術的な文化財の価値などの追加は追加し継承されるようにする。

- 文化財の公開その他活用の例としては，①歴史的・学術的な価値を公開し活用される手段，②教育普及活動，③観光，④その他二次的な活用などを意識した方策や対応の例を提示しつつ，ぜい弱な文化財を活用する際の留意点等を保存状態等に応じて記載する。

具体的な活用例には，

- ・定期的な公開（通常の所在地／美術館・博物館）
 - ・一般的な情報提供（リーフレット等刊行を含む）
 - ・Web上での公開（歴史的・学術的価値，目録，可能な範囲での修理中の状況，修理後など）
 - ・デジタルアーカイブ化による公開
 - ・目録の作成・公開
- 等

- なお，活用に当たっての留意点などは，所有者等の参考となるよう具体的に分かりやすく列挙する。
- 併せて，これらの仕組みを支える地方公共団体の文化財担当者，博物館の学芸員等の専門性向上を図るため，必要な研修等を充実するとともに，国のセンター機能において，保存活用計画策定のための具体的な支援機能を検討するなど，文化財の保存・活用を支える幅広い基盤整備を行う。

② 文化財の適切な周期による修理・整備・美装化

- 紙・布・木材・漆などのぜい弱な材料からなる文化財を活用できる状態に維持し，継承するためには，専門家が定期的に個別の状態を把握し，文化財の価値を失うような損傷を防ぐために，計画的な修理が必要である。これまでの知見を踏まえると，適切な修理のサイクルは約50～100年として考えられる。
- 文化財の修理周期を50年として，一つの文化財を同一人物が修理することはないため，所有者等が修理履歴を記載するカルテの作成が有効である。また，修理後のフォローアップや評価の在り方についても検討が必要である。前述の保存活用計画において，保存状態とともに修理履歴や新たに行う修理の必要性などが記載されることが望まれる。
- 適切な修理時期に対応し確実に保存・継承するためにも，公費投入によって修理された文化

財については、修理後の状況などを含めた文化財の状況をデータベース化し、情報公開することが必要である。修理後は、文化財の修復に対する理解を①修理状況等の情報提供、②修理後の美術館・博物館における企画展示、③文化財解説プログラム作成やガイドツアーなどの実施等による活用が期待される。なお、修理に対する公開については、文化財が秘伝など宗教的な要素もあるので十分な議論を行うことが必要である。

- 所有者の高齢化や地域の支援者等による日常的・定期的な見守りが困難になっている中では、専門家による定期的な点検を兼ねた文化財のカビ・錆・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具作成¹²等の美装化も必要である。このような対応は、本格的な保存修理だけでなく、文化財の美しさそのものを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、本格修理の周期も延び、長期的には修理費用の軽減にもつながるため、より多くの文化財美術工芸品を公開するなどして活用することが可能となる。
- 文化財は公共財であり、文化財修理を未来への投資として捉え、国は財政支援を拡大することが必要である。また、民間事業者が文化財活用に参画する場合、文化財の保護と活用によって効果、利益が生まれる文化財に還元されるシステム構築が必要である。

③ 未指定の文化財の調査研究等

- 国が指定していない地方指定の文化財の調査や、近年の調査研究を見直すこと等で新たな歴史的価値を見出すこともある。このような調査研究は、国、国立文化財機構、各県の中核的な博物館等と地方公共団体が協力して行う調査研究を進めることを通じて地方創生にもつながる例¹³もある。このような観点から、地域に根付いた調査研究を含めた適切な活用のシステム構築への支援が必要である。
- 地方の文化財に関する悉皆調査や、調査が困難で目録化がされていない一括一群の未指定品を保護の対象とする方針を明確にすることが重要である。未指定の文化財の価値を発掘するためにも、調査研究やデータベース化を行うことが重要である。
- 国や地方公共団体は、多量の資料群などもある美術工芸品の調査の困難性、特殊性を踏まえつつ、歴史的・学術的な価値の高い未指定のものも含めた指定の取組を積極的に進めていくことが重要である。
- 全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な様々な歴史資料の散逸、亡失を防ぎ、基本的な保存対策を計画し、地域において国の指定品以外の文化財の新たな価値づけを行い、展覧会等において、それらの歴史的・学術的な価値などを伝えるための調査研究への支援が必要である。

(3) 近代の重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方について

※第4回ワーキンググループにおいて議論予定。

2 文化財（美術工芸品）の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

(1) 文化財（美術工芸品）の保存・活用を支える美術館・博物館等の機能強化と基盤整備，地域振興，観光振興との連携の方策等について

①美術館・博物館等の機能強化と基盤整備，地域振興，観光振興との連携方策等について

¹² 参考資料○

¹³ 参考資料○

(美術館・博物館の取組)

- 地方や海外での鑑賞需要を調査し、その価値を十分に認識した上で公開するなど、活用における質的向上を図ることが必要である。また、文化財の歴史的・学術的な価値やストーリーを分かりやすく伝えるための公開の在り方、広報、情報発信を行うためのプログラムが必要である。
- 博物館・美術館での文化財鑑賞を学校等の教育的活動として組み込めるようなモデルプログラムを支援することが必要である。教育委員会、学校等との連携により、美術をはじめとする様々な教科や総合的な学習において、主体的・対話的な授業づくりにおいて活用することが期待される。
- 地域振興・観光振興の観点から、文化財、地域の歴史、食・伝統行事など生かした参加体験型プログラム実施、ツアー企画など誘客活動、多言語化等を美術館・博物館と地域の複数の文化施設等と学校、社会教育施設など教育機関、民間企業、NPO、日本版DMO¹⁴等がそれぞれの機能を有効に生かしながら新たな事業を連携して展開するモデルとなる取組を支援することが必要である。
- 地域振興、観光振興の関連から、美術館・博物館の情報について海外発信機能の強化が重要である。多言語化も含めた情報発信の充実や、日本政府観光局（JNTO）、旅行会社のウェブサイト掲載等を積極的に行うなどの取組が期待される。また、文化財を鑑賞するだけでなく歴史的・学術的な理解を得られるような機会を設けた美術館・博物館の閉館後の解説付きツアー、ホテル業界との連携によるトリップ・ツアーの企画・実施など関係機関との連携による新たな取組が期待される。
- 夜間開館、多言語化は文化的背景を踏まえたわかりやすい翻訳と内容の質の担保等への時間と予算が必要である。また、夜間開館、多言語化、ユニークベニュー、高精細画像の商業利用提供等について、実施前のマーケティング的視点の検証が必要であり、実施後の検証・評価から更なる改善のプロセスが不可欠である。一方で、それらに対応する体制が各館では整っていないのが現状であるが、美術館・博物館が主体的に判断や対応ができるような取組を支援することが重要である。
- 例えば、文化財を観光等に活用するにあたり、クラウドファンディング、ソーシャルインパクトボンド等を文化財への投資として、修理に必要な資金調達の多様な手段として考えることも必要である。
- ナショナルアーカイブと民間事業を接続するような美術館・博物館におけるアメリカの例のようなシステムを参考に、国宝・重要文化財等に対する意識を醸成し、あわせて民間ビジネスを派生させることも可能になる。
- 国宝・重要文化財の中で、襖などは展示ケース越しではなく、元々あった場所で、特別な人に特別な時間を与えるというラグジュアリー・コンテンツというテーマで富裕層やインバウンドを対象に提供し経済効果も生まれるような取組も期待される。
- 日本の美術館は来館者が多すぎてじっくり見られる環境ではない。また、全ての文化財が撮影禁止ということは世界の美術館の常識ではない。美術館において、フラッシュをたかない、三脚を使わないなどにより写真撮影を可としたり、予約制などを取り入れてゆったり鑑賞できる環境を整えたりすることも必要である。

¹⁴ 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。（参考：http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html）

- 文化財の修復について、海外の美術館・博物館では修復されている場所を観光客が見学できる施設もあり、このような取組の推進を通じて文化財を守ることへの理解や修復のための職人の確保につながるような取組を支援することも必要である。

(美術館・博物館の体制等)

- 地方自治体文化財担当部署等に専門家職員を配置し、所有者や博物館等からの相談体制を整えることが必要である。また、このような体制の整備を前提に、地域一体を面的に捉え、保存と活用が両立するよう、地域振興、観光振興策と連携することが必要である。
- 県立美術館・博物館や指定都市の都道府県教育委員会等に、文化財保存・修復・活用に係る専門職員（文化財コーディネーター（仮称））を配置し、都道府県内の市町村や、さまざまな施設、有者からの相談に対応することが必要である。文化財の保存と活用が両立するよう専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を生かす地域振興、観光振興策と連携することが必要である。
- 文化財に関する保存科学等の担当者が全国的にも十分でないため、中核的な博物館等が複数の関係機関の連携による文化財の専門家のネットワークを構築し、域内で協力してもらえ体制を整えることが有効である。
- 博物館で単に文化財、作品を鑑賞するのではなく、文化財の歴史などを語る語り部が介在することが有効であり、ボランティアに対しても講習が必要である。育成されたボランティアによる鑑賞ガイドスタッフや通訳案内士などを登録し博物館・美術館に派遣するシステム構築や、講習を受けたプロのスタッフ配置も有効である。
- 国立博物館や公立博物館等が、運営費交付金や補助金という制度に基づいた上で、自らが自立して得られた収入を、展示企画や保存修復にフィードバックできるような制度やマネジメントシステムを作ることも検討することが必要である。

②これからの文化財公開・活用に係るセンター機能の在り方

- 文化財の保存・活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、専門学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当り必要不可欠である取扱いや保存修復の知識・技能について、専門職員が、保存科学や修理等に関して一元的に相談できる機能があることが期待される。
- また、まとまって観ることの無い国宝・重要文化財を、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進・全国に国指定文化財を活用した地域の企画に対する助言や共同実施、文化財のアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される。
- 国は、国宝・重要文化財などの収蔵品のアーカイブ化を促進し、広く国内外に国宝・重要文化財等の情報を発信する取組を支援する必要がある。その際、アーカイブ化されたコンテンツの内容の充実や英語訳による発信など利用する側からの改善を図ることが期待される。
- 更に、せい弱な文化財を補完する高精細レプリカ等について、企業や大学等との連携により①伝統的な技法や描法、材料等と最新技術等を活用した高精細レプリカやVR等を寄付型プロジェクトで製作・活用するなどの取組や、②高精細画像を活用した商品化など、新たなビジネスモデルを創出するような取組を推進し、全国の美術館・博物館の教育普及活動等に効果的な取組を普及することが期待される。
- 上記のような取組を、海外の取組も参考にしながら、専門的な見地から機動的に対応できる機能を備えるため、キュレーター(企画)、ファンドレイザー(財務)、レジストラ(作品

履歴管理)、 コンサベーター(修復)、 広報等の専門職で構成される体制を整備することが必要である。

(2) 先端技術と連携した文化財(美術工芸品)の新たな公開・活用方策

- 国においては、我が国の国宝・重要文化財等(美術工芸品)が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や、製作当初の状態をうかがいたい場合は、国指定文化財としての固有の価値を可能な限り再現した模写模造を制作している。このような模写模造とは、オリジナル作品の材料と製作技術を考証しながら忠実に再現するもので、ぜい弱なオリジナル作品の代替えとして公開・活用に用いるほか、将来はそれ自体が文化財として保存されることを想定して制作されてきた¹⁵。
- これらの取組を通じて、公開活用を図り指定文化財の保存及び制作に必要な伝統技術の継承、文化財への理解を進めることが可能となるとともに、制作の過程で得られる技法や描法、材料に関する知見は、作品を適切に保存・活用する上で欠かせない情報であり、その蓄積を永続的に伝え生かしていくための取組を推進することが重要である。
- また、新たな取組として、制作の過程で得られる技法や描法に関する知見を最新のデジタル技術に転化し、近年進展が著しい高精細レプリカやVRへの活用促進の可能性を探るため、先駆的事例の調査、先進的作品を用いた実証、今後の活用の方向性などを普及する取組などを行う必要がある。
- 文化財の「活用」の一環として、歴史的な資料、工法、技法などを使用して復元した美術工芸品は、材質、形状、作り方等の説明を付すことで魅力があがる。また、先端技術を活用することで、文化財の活用だけではなく、保存や普及等にも効果がある。本物の文化財の保存・活用と併行し、文化財のデジタルアーカイブ化、模写模造、高精細レプリカ、VR等による公開・活用も展開するための支援を活用し、計画的に推進することが必要である。デジタルアーカイブ化の構築が文化財の国際的な活用に寄与する。
- 日常生活の中に商品に活用された高精細画像や伝統工芸品などのレプリカを活用することは、文化財へ興味関心を高めるとともに、文化財の2次的情報の活用による商品化など経済的な活用が可能となる取組を推進することは有効である。
- 高精度のレプリカによって文化財に親しみ学ぶ機会を拡げつつ、世界に一つしかないオリジナル作品へのリスペクト～畏敬・憧憬～を育むよう学校教育プログラムに美術館・博物館鑑賞を組み込むような取組を支援することが必要である。
- インターネット等で様々なものをヴァーチャルで見られる機会が増えおり、本物を見ることを尊重する心や文化財が守られているという意識が醸成されない可能性があるため、ヴァーチャルなものの扱いについて十分に方針を立てることが必要である。
- 美術工芸品の劣化を防ぐため収蔵庫に保存し、元々あった建造物の中に展示していない事例が多く、本来の建造物との一体性が見えず、価値が下がってしまう。高精細レプリカの技術を活用し、建造物と一体的に本来の価値を再現することは有効である。
- 掛軸など、長期間展示できないものの代替として、デジタル化は非常に有効である。ただし、最先端の技術でデジタル化をしてもすぐに陳腐化するため、個別の博物館での維持も大変であり、媒体も短期間で更新されることを踏まえると、デジタル化を推進する大きな仕組みが必要である。

3 文化財(美術工芸品)を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保、及び

¹⁵ 参考資料○頁：模写模造事業

環境整備の在り方について

(1) 学芸員、保存修理等の専門性向上を含めた保存と活用を促進するための人材育成・確保について

(今後新たに必要な専門人材の確保)

- 新たな保存活用に係るニーズに対応するため、学芸員、文化財行政、保存修復等の専門性を前提に、総合的に文化財の保存・活用を推進できる新たな専門人材が必要である。
- 地域包括的、分野横断的に助言、コーディネートを行い、保存と公開を両立させ活用を推進する新たな専門人材の育成が必要である。
- 美術工芸品に関する専門性をもった人材が自治体には少ないので、もっと自治体に専門性を活かした配置をするべきである。
- 地方自治体で文化財行政を担当する行政官は短期間で異動してしまうため、専任で長期にわたり文化財行政を担当するような人材を配置したり、管理指導員の職務内容を充実して文化財に関する専門性の高い民間人材を文化財管理指導員制度を活用して配置し、自治体の指導に当たることが必要ではないか

(学芸員、保存修復に係る専門人材のキャリア確立)

- 学芸員等の専門性を向上するため、国、都道府県レベル、美術館・博物館関係団体など、各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に学芸員の研修機会を提供¹⁶していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。
- 国レベルでは、全国又はブロックの指導的立場の職員、博物館長等の管理職を対象としたマネジメント研修、エデュケーター研修など専門分野別の研修のうち高度なものを行う。さらに、都道府県が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の養成、学芸員の活動に関する情報の収集・提供などを行う必要がある。特に、国立博物館・美術館は、専門的・技術的研修を実施する中核機関として、都道府県レベルでの研修実施機関や中核的な美術館・博物館等とのネットワーク形成や、ナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。
- 現在、様々な美術館・博物館の学芸員等を対象とした研修が行われているが、国、地方公共団体は、学芸員等が自らの専門性向上を図るための初任者、中堅職員を対象に、経験年数別の実務研修等を行うとともに、美術館・博物館を支援するため関連する情報の収集・提供などを行う必要がある。また、美術館・博物館関係団体においても、博物館相互の情報交換とともに、専門分野別の課題に関する研修などを充実することが期待される。
- 学芸員資格は美術館、博物館、動物園、水族館どれも同じであるが、研修等ではそれぞれの分野の専門性を確保し、学芸員という職業がやるべき仕事は何なのかを整理することが必要である。また、研修に修了証を出すことや学芸員が研修を受けられるように行政や設置者が支援するシステムが重要である。
- キュレーターはいわゆる研究者であるため、更に保存と活用を促進することについて考える場合、博物館にキュレーターだけではなく、保存科学、保存修復技術に関する知識をもったコンサバター等の専門家も配置する必要がある。また、専門的なスキルだけではなく、テクノロジーを使う、理解できるようなソフトスキルについても検討が必要である。
- 地方の学芸員が、個に対して対応するのではなく、全体としてとらえて解決していく資質を構築する必要がある。学芸員は地域資源を掘り起こし、歴史的価値づけ、発信することができる地域の文化・歴史を語る上で欠かせない重要な役割を担っているため、文化財部署のみではなく、首長部局における配置し、文化財部局と観光部局との連携を図ることが

¹⁶ 参考資料○：学芸員等の研修などの体系

重要である。また、埋蔵文化財だけではなく美術工芸品も含めた豊富な専門領域を持つ学芸員の配置及び育成が必要である。

- 文化財の保存活用に係る人材育成は、大学学部段階の学芸員資格のみならず、大学、美術館・博物館、文化財機構等による養成とともに、現職の学芸員等の研修を一体的に行い、今後、文化財の保存活用に関わる担い手を育成するためのシステムを構築することが必要である。
- 保存修復に関し、技術と経験の積み上げにより、物や状態の総合的な見極めをすることがコンサバターであり、その考え方を身に着けていけば、コンサバターの役割を果たす人材は増える。
- 選定保存技術団体、独立行政法人、国による資格制度やキャリア確立のための研修などの取組が行われているが、研修を修了した者の専門性を社会に対して明示することを通じて文化財の保存・活用にかかわる者のキャリアパスを確立する必要がある。今後の課題として、修理技術者の資格創設を検討することが必要である(P：企画調査会との関係整理)。
- 修理時期の判断が大切だが、そのタイミングを適切に判断することは難しい。各館において、予算を計上して修理をすることが必要なタイミングを判断する基準が知りたい。学芸員が修理の時期等を判断することが可能となる修理や保存科学に関する講座が必要である。また、文化財修理技術者の養成のためには、どれだけ多くの修理事業に関わることができるかという点が最も重要である。

(修理及び保存修復に関する専門性向上)

- 文化財修理技術者には保存修理を中心とした知識や人文科学・自然科学・保存科学、美術史・書誌学・歴史学等の知識、それらと関係者と協議し、修理方針をまとめられるコミュニケーション能力も必要である。また、それらの能力を総合的に習得するための研修とともにOJTの仕組みを構築することが必要である。
- 保存科学や修理に関しての知識・技能に合わせて、行動規範や倫理、コミュニケーション能力に関する知識も兼ね備えられるような人材育成をする必要がある。保存と活用の現場での調整の中で、適切な判断を行う力を身に付ける必要がある。
- 重要文化財等(美術工芸品)の展示など公開を促進する観点から、学芸員等が、き損・劣化した文化財の修理、腐食・劣化の進行を防止、材質の分析、文化財に適した展示・保存環境などに係る保存科学等に関する基礎的・総合的な知識・技能を習得するためのカリキュラム開発、研修を充実することが必要である。
- また、国は、このような研修について、保存科学の専門家、専門機関、修理事業者及び専門家等が参画したモデルとなる実践的な研修内容を開発することが期待される。なお、幅広い人材の育成に活用される観点から、研修は、美術館・博物館の学芸員や地方公共団体の文化財担当者を対象にオンライン研修を実施することも有効である。

(2) 文化財(美術工芸品)を確実に継承するための環境整備

- 収蔵及び展示環境を整備することは基本的かつ最重要の保存・活用の在り方である。展示収蔵庫などを活用した好事例モデルを共有する仕組みをつくることが有効である。
- 道具と材料に関しても確保が難しく、さらに後継者不足の問題は深刻である。修理費用等、日常的な維持管理費が不足しており、修理材料、修理技能者の後継者不足も問題となっている。修理技術の継承という観点からも、文化庁で計画的・戦略的に修理を行うとともに、選定保存技術保持者等の取組の支援を充実することが必要である。
- 海外の美術館を例に、文化芸術への再投資とインフラ整備の一環として、文化財を保存・

購入のためのクラウドファンディングも有効。その際、一般の人たちにも少額でも購入に関わることで、“私の、みんなの、文化財”意識と誇りを、当事者として育むことが重要である。

- 県指定の文化財を中心に修理が必要かどうかの保存状況調査を実施しており、修理が必要な場合は所有者に修理事業者や専門家を紹介して修理に補助する取組みを実施しているが、今後は、このような取組を支援することが重要である。
- 相続税の相続評価について、美術工芸品の歴史的価値の評価は評価者によって変動し、一定の評価基準がない。また、次世代に確実に継承するためにも、文化財を公共財ととらえ、未指定品も含めた相続税に関する優遇措置が有効である。
- 所有者等の高齢化が進む中、相続における負担を軽減するため、文化財（美術工芸品）の美術館・博物館への寄託促進による次世代への確実な継承とともに、美術館・博物館のコレクション充実によることを通じて社会に広く展覧される。文化財（美術工芸品）に係る相続税の納税猶予など特例措置について検討することが必要である。
- 文化財保存修理に関わる技術者や資金を確保することが困難である現状において、所有者のみで対応するのではなく、自治体やNPO法人、民間企業との連携等などによる。第三者機関を設け、保存活用について相談できる体制や、地方の小さな博物館では、小さな修復でも対応に困ることがあるため、安心して作品を預けられるようなシステムができるとよい。また、修理保存に係る産業のスキームを見直す必要がある。